

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

一 地方税法 (昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号) (抄)

(国民健康保険税)

第七百三条の四 略

2 〵 11 略

12 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

13 〵 20 略

21 第十五項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

22 〵 29 略

30 第二十四項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

31 略